

平成25年6月14日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	山崎鉄好
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里己
14番	末藤正幸	15番	小池一哉
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	牟田勝浩	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松本重男
次長	友廣秀敏
議事係長	川久保和幸
議事係員	江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	溝	上	正	勝
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	成	松		薫
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	筒	井	孝	一
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

---

議 事 日 程 第 6 号

6月14日（金）10時開議

日程第1	第43号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第44号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第45号議案	専決処分の承認について（平成25年度武雄市一般会計補正予算（第3回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第46号議案	武雄市職員の給与の臨時特例に関する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第5	第47号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第6	第48号議案	平成25年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第7	第49号議案	平成25年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第8	第50号議案	専決処分の承認について（平成25年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第51号議案	武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第10	報告第1号	平成24年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第11	報告第2号	平成24年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第12	報告第3号	平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第13	報告第4号	平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算の報告について（質疑）
日程第14	報告第5号	平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）

日程第15	報告第6号	平成24年度武雄市土地開発公社事業報告について (質疑)
日程第16	報告第7号	平成24年度財団法人武雄市体育協会事業報告について (質疑)
日程第17	報告第8号	専決処分の報告について (質疑)
日程第18	報告第9号	専決処分の報告について (質疑)
日程第19	報告第10号	専決処分の報告について (質疑)

---

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第50号議案、第51号議案、及び報告第10号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

**日程第1 第43号議案**

日程第1. 第43号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第43号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

**日程第2 第44号議案**

日程第2. 第44号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 44 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第 44 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 44 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

### 日程第 3 第 45 号議案

日程第 3. 第 45 号議案 専決処分 of 承認についてを議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第 45 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 45 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

### 日程第 4 第 46 号議案

日程第 4. 第 46 号議案 武雄市職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 5 第 47 号議案

日程第 5. 第 47 号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 6 第 48 号議案

日程第 6. 第 48 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」「あり」と呼ぶ者あり〕

7 番宮本議員

#### ○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

インターネットオークションのことになりますけども、（6）ページになりますかね。電子入札システム利用料 75 万 6,000 円ということですけども、私がちょっとホームページでインターネットを見る中でですね、一般的なオークション、それと——そういう土地なんかを売るオークションとかあるんですけども、土地なんかを売るオークションというのは、何カ月かに 1 回開かれているみたいで、その情報は、ちょっと私は今開かれていなかったもので、私が見たときに開かれていなかったもので、その内容がよくわからないんですけども、一般的なオークションでは、大体の最低価格っていうんですかね、それがあって、その人は即決なんですよと。それ以外の方は、何月何日の何時までにあと何時間、ということになっていくということになると思うんですけども。その公共の施設のほうで、まずそっこのほうにかけられるのかということと、それは、そういうふうな最低制限というか、即決価格とかですね、そういうのがあるのかどうかについて、まずお尋ねします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

#### ○松尾政策部長〔登壇〕

おはようございます。今回のオークションにつきましては、なんと申しますか、つり上げ方式ということではなくて……（「入札」と呼ぶ者あり）入札する方については、1 回きりの入札ということになっております。

最低価格については、1 円から可ということに進めたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

7 番宮本議員

○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

せり上げ方式ではないちゅうことですね。1 回で入札すると。それが最低価格を設けるのか、設けないのか。設けないとしたら、この入札システムの利用料の 75 万円よりも安くても売れるのかですね。お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁を申し上げます。先ほど松尾部長が申し上げたとおり、いわゆる最低価格は 1 円でございます。そして、その 75 万円以下云々ということについては、これは市場が判断するという話になりますので、もし仮に下回ったにしても、それは可ということが、今回のヤフーオークションの大きな特徴になります。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」「あり」と呼ぶ者あり〕

7 番宮本議員

○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

法律的にはよくわからないんですけども、1 円から可ということで、資産的なものですよ、安くやられたとき譲渡というふうに、法律上とらえられることはないんですかね。無償譲渡じゃないんですけども、資産をあげたという形になるちゅうことはないんですか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

1 円であっても、譲渡という形で、地方自治法等については規定がございます。（発言する者あり）地方自治法上認められている、ということでございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。私語は慎んで。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

#### 日程第 7 第 49 号議案

日程第 7. 第 49 号議案 平成 25 年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)

を議題といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 8 第 50 号議案

日程第 8. 第 50 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。山田くらし部長

#### ○山田くらし部長〔登壇〕

おはようございます。第 50 号議案 専決処分の承認につきまして説明を申し上げます。

議案書のその 2 の 1 から 2 ページでございます。

本議案につきましては、去る 5 月 31 日付けで、地方自治法の規定に基づきまして、平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を専決処分したことにより、市議会の承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算説明書、第 1 回の（4）ページをごらんいただきたいというふうに思います。

歳出におきまして、前年度繰上充用金 5 億 8,463 万 7,000 円を計上いたしております。これにつきましては、平成 24 年度の収支におきまして、歳入不足が生じたことによりまして、不足相当額を前年度繰上充用金として、補正したものでございます。

平成 24 年度の歳入につきましては、国民健康保険税の徴収強化に努め、収納率、及び収納金額は前年度より増加しているところでございます。

また、歳出では医療技術の進歩や高齢化の進展に伴いまして、高額療養費や後期高齢者支援金、介護納付金などが増加しているところでございます。単年度収支におきましては、地域福祉基金を取り崩し、5,000 万円の繰入を行いましたけれども、それでも 1 億 7,600 万円ほど不足しているところでございます。前年度までの累計で 5 億 8,463 万 6,850 円の金額になっているところでございます。

次に、繰上充用金の財源について、御説明を申し上げます。（3）ページをごらんください。

財源といたしまして、国の療養給付費と負担金、財政調整交付金、県の財政調整交付金を計上いたしております。

以上、申し上げましたとおり、国保財政につきましては、毎年非常に厳しい状況になっているところでございますけれども、平成 25 年度につきましては、税率等の改正を承認いただいておりますけれども、特定健診の受診勧奨、保健指導等を強化しまして、財政の健全化に向けて、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。議員皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申したいと思っております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御承認のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第 50 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

**日程第 9 第 51 号議案**

日程第 9. 第 51 号議案 武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。松尾政策部長

**○松尾政策部長〔登壇〕**

第 51 号議案 武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案その 2 の 3 ページをお願いいたします。

現在、武雄市行政改革プランでは、財源確保の 1 つの手段として、遊休未利用地の売却を掲げておりますが、価格や形状、場所などの問題から、長期にわたり、なかなか売却にいたらない土地が複数ございます。このような遊休地の中から、今回道路に接していることなど、宅地として利用可能な土地を選定し、定住促進と組み合わせて、インターネットを利用した一般競争入札により、広く公売にかけたいと考えておりますが、入札の結果によりましては、時価より低い価格で売却せざるを得ない、そういう状況も想定されるところでございます。地方自治法第 96 条及び第 237 条の規程によりますと、適正な対価なくしてこれを譲渡する場

合、条例でその旨を規定するか、または譲渡する際に議会の議決が必要というふうになっております。

今回一般競争入札方式で売却をするにあたっては、あらかじめ本条例を改正させていただくのが適当であるというふうに考えまして、3ページにお示しをしておりますように、条例第3条より第2項として、前項に掲げるものの他、定住促進のため普通財産を一般競争入札により譲渡するときは、時価より低い価格で譲渡することができる、そういった条文の追加をお願いするものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第10～第14 報告第1号～第5号

日程第10. 報告第1号 平成24年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第14. 報告第5号 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

報告第1号から報告第5号について、一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

#### 日程第15・第16 報告第6号・報告第7号

日程第15. 報告第6号 平成24年度武雄市土地開発公社事業報告について及び日程第16. 報告第7号 平成24年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを一括議題といたします。

報告第6号から報告第7号について、一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

#### 日程第17 報告第8号

日程第17. 報告第8号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告第8号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

#### 日程第 18 報告第 9 号

日程第 18. 報告第 9 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

#### 日程第 19 報告第 10 号

日程第 19. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。森まちづくり部長

#### ○森まちづくり部長〔登壇〕

報告第 10 号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 4 ページをごらんください。

この件につきましては、武雄市が国から管理移管を受けております六角川、鳴瀬排水機場において、武雄市と委託契約を結んで操作・清掃等の業務に従事している、操作人による第三者への損害賠償の額を定めることについて、平成 25 年 6 月 7 日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましてですが、平成 25 年 5 月 5 日、午後 3 時頃、鳴瀬排水機場操作人 3 名が、施設周りの草刈り作業中に、草刈り機で小石等をはねさせ、隣接する県道武雄福富線を走行していた車両に傷をつけたものです。損害賠償額は、車両塗装費にかかる経費として、17 万 7,928 円であります。

なお、この賠償額につきましては、全国町村会総合補償保険から全額、市へ補てんされます。今後は、このようなことがないよう、清掃活動を含めた水閘門操作関係の安全対策に十分指導に努めたいと思います。

以上、報告します。よろしく願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10 時 18 分

